

## 社会福祉法人 障友会 事業計画（案）

社会福祉法人 障友会

（はじめに）

わが国の社会福祉がまたぞろ「冬の時代」の気配です。

うち続く国の財政危機がますます重篤化しています。あらゆる施策にきびしい影響があらわれはじめています。わけても社会保障、社会福祉の分野においては深刻です。

とくに少子高齢化のとどまるところを知らないうねりを受けて、高齢者福祉はもはや息も絶え絶えです。当初高きかかげられていた政策理念「社会的介護の実現」は日々遠ざかりつつあるとって過言ではありません。

障害者福祉についても同調傾向です。「権利」としての福祉、「選択」できる福祉、「地域でのあたりまえの暮らし」の実現に冷たい風が吹きはじめています。昨年末にとりまとめられた障害者総合支援法、施行後3年目の見直し論議の中に、ヒヤリとした空気を感じます。

年毎の数値（利用者数＝ニーズ）の伸びに財源が追いつけません。必然的に事業者への報酬など必要な経費と利用者負担の見直しによって、収支のバランスをとらざるをえなくなります。つまり、全体的な給付の抑制、制限と利用者負担の増額、拡大措置の実施です。

すでに介護保険がいくつかの「基準」や「方法」等の変更で先行しました。平成28年度中にはさらなる対応策が検討されるとのことです。はたして、障害者福祉分野はどうでしょうか。30年度の報酬改訂が予定されています。大きなターニングポイントになりそうです。「総合支援法見直し」による法制度の「改正案」が今国会に提出されるとのことです。施行予定期日は次の報酬改訂時と同じ、30年4月1日とのことでもあります。

以下、国と堺市の障害者福祉をめぐる主な動向です。

（国の主な動向）

### 1）社会福祉法改正（社会福祉法人制度改革）の動き

参議院での審議未了により、昨秋の改正法案の成立はなりませんでした。

今年度中の決着をめざして今国会への再上程が予定されているようですが、現時点（2月末日）では、その報道に接していません。新年度からの施行を見込んで「社会福祉法人」の経営者団体はもちろん、各法人単位でもその準備をすすめて今日に至りますが、ここに来て、にわかには先行きの見通せない、不透明な事態になってきています。

改正案の成立はまちがいない、とは言われています。成立が来年度にずれ込んだ場合のいくつかの対応に、疑問はありますが、とりあえず今の段階では準備に余念をなくして待つより他ありません。

### 2）障害者総合支援法、施行後3年目の見直しの結果

昨年4月からはじめられた制度の見直し論議が、12月末、社会保障審議会障害者部会の報告書としてまとめられました。パブリックコメントも終わっています。現在、報告書を受けた法制度改正案の作成作業中でしょうか。時期は未定ですが今国会に提案される見込みです。そして、平成30年度からの報酬改訂

にあわせての施行が企図されているとのことでした。

冒頭でも触れましたが、この報告書には、給付の抑制(利用の制限)と利用者負担拡大の意図が見えかくれしています。又、介護保険との「統合」にその門戸を大きく開けた印象があります。

グループホームの利用に、障害程度による制限が加えられそうです。相談支援事業や居宅介護事業について、介護保険による制度との連携がすすめられます。近い将来の「統合」を視野に入れて、各事業レベルでの既成事実化が図られようとしている、という他ありません。

利用者負担のあり方についても財務省の要請に応じる形で「ひきつづき検討」、と明記されました。やはり30年度がひとつの大きな節になります。

### 3) 「地域生活支援拠点」の整備

2) の「見直し」の中でも強調されています。「地域生活支援拠点」の整備が加速されそうです。

国は平成29年度中の全国の市町村、あるいは福祉圏域での設置(整備)を鋭意求める方針です。しかし、設置、整備に伴う諸費用——予算はすべてが市町村の負担で、国はいわば丸投げ状態です。財政基盤に格差の大きな市町村がはたしてどこまでとりくめるのでしょうか。

「地域生活支援拠点」は障害のある人たちの地域社会での暮らしを支える重要な役割を担うこととなります。しかし、この役割はあくまでも安全、安心、そして安定した「暮しの場」を提供する支援ではありません。あくまでも、地域のいろいろな社会資源の有機的な活用によって、短期的、一時的な「場」の利用を含めた「在宅生活」の継続を援助するという役割、機能です。

様々な事情で日毎「暮しの場」のない(失う)障害者(長期のショートステイ利用者も含めて)が発生しつづけています。

はたしてこの現況で、この「地域生活支援拠点」にどれだけの実効性を求めることができるのでしょうか。

### 4) 障害者差別解消法の施行

平成28年4月1日付、障害者差別解消法が施行されます。大阪府においては全国のいくつかの先進自治体につづいて「大阪府障害者差別禁止条例——正式名称は不詳」が実施される予定です。

先の民主党政権が推進したわが国の障害者制度改革、その最終段階、総仕上げが、この差別解消法であるといえます。国連——障害者の権利条約の批准のために改正された障害者基本法の具体化、法制度化がこの法律です。

とはいえ、法律にはいくつかの問題点や課題があります。が、さしあたりこの法律によってわが国から障害者差別が減少し、なくなることを。そして、法律の目的である「共生社会」実現の原動力になることをねがい、期待してやまないものです。

当法人においては、特に利用者への対応、支援における「合理的配慮」の考え方、あり方などについて真摯に検討を重ね、日々のとりくみに生かしてゆかねばならないものです。

### 5) 国連——障害者の権利条約、国内発効後2年目の国連への報告書

平成26年2月、わが国内での条約の発効以来、まる2年の歳月を経ました。そして、このほど締約国に義務づけられた国連障害者権利委員会への政府の報告書(案)が作成され公表されました。

本来、報告すべき内容は、条約の締結による当該国における障害者関係各法制度、生活、労働、教育など、障害者をめぐるあらゆる状況の改善状況、その進捗状況など、さらには今後の具体的な課題とその対

策の明確化など、とされているようです。

しかし、今般の政府報告書(案)は「現行制度の説明文という印象」「具体の打開策が記載されていない」「報告書の作成プロセスに障害当事者や関係団体の参加が不十分」「障害者の暮らしがどう改善されるかにはほとんどふれられていない」等々として多方面から、とくに障害者団体から厳しい批判の声があがっています。

報告書の提出は4月にずれ込む見込みとのことです。受理する国連障害者権利委員会は、はたしてどのように反応するのでしょうか。事実を率直に記載し、報告しない(できない)わが国の本気度が問われることになるのでしょうか。

この権利条約の批准のために、わが国は近年ダイナミックな障害者制度改革に着手し、実行に移してきました。この間に創設され、改正された各法制度が真に障害者の暮らしの向上、福祉の向上につながることをねがうばかりです。

(堺市の主な動向)

平成28年度も、29年度以降についても市として大きな動きは予定されていないようです。(別添資料、第4次堺市障害者長期計画(案)、及び第4期堺市障害福祉計画(案)参照)。

現行の各障害者福祉施策の利用者増(ニーズの増加)に対応するための年度毎の予算の確保が最重要課題で、かつ、最終目標に位置づけられています。

とはいえ、利用者個人々人への支給量(給付)が増えて、それぞれの事情にふさわしい福祉が提供されるわけではありません。あくまでも個別給付量は現行水準の維持にとどまります。

ショートステイ事業やグループホームの運営に対しては、わずかとはいえ堺市の独自の補助制度が設定され、市の尽力も認められますが、その他の既存事業については、むしろ抑制、削減、廃止の基調です。

ただひとつ、国が市町村に対して指示をしている「地域生活支援拠点」の整備に関しては、別添資料に記載の計画(案)においても、又、最近の市の担当部局の言動からも強い意向のあることはみてとれます。

前向きであった国の障害者制度改革。それをひととおり終えようとする今日、ギアは再び後進にシフトされた感があります。その上での社会福祉法人制度改革の断行です。評価はさまざまです。

しかし、社会福祉法人が社会福祉法人として存在しつづけてゆく道は、当面、この改革に寄りそい、経営努力を重ねてゆく他ありません。

このような時代状況の中、当法人の平成28年度事業計画(案)を提案いたします。

28年度は、いわば「雌伏の期」といえるのでしょうか。27年度までの矢継ぎ早な事業展開をひとまずはとめおいて、既存事業の充実注力しつつ、次への備えの期間としなければなりません。テンポよく、一年の月日の有意義な活用が求められます。

以下、平成28年度法人事業計画(案)の概要です

1) 社会福祉法の改正(社会福祉法人制度改革)に伴う所要の準備にとりくみます。

2月末現在、改革案はまだ国会に上程されていません。先行き不透明な事態になっていますが、当法人としては近い時期の成立を見越して、必要な準備にとりくみます。

平成28年度から法律化され、義務化される予定の①財務諸表の公表についてはすでに先年より3つの

ホームページ(全国経営協、堺市、当法人)を利用して執行済みです。又、②関係者への特別な利益供与の禁止については、そもそも当法人にはそのような取り引き自体が存在していません。

従って、29年度から求められる諸案件についての準備を具体化させるものです。

28年度決算が、29年度から課せられる諸手続きの基礎となるため、一層適切な会計処理に努めます。

2) わららか草部敷地の借地部分の購入にむけてとりくみます。

わららか草部の開設時から敷地の一部は借地の状態で今日に至ります。

借地部分は堺市道 42 条二項道路との接点から門を経て玄関、キャノピー前の送迎車輛の駐車場所までの(公簿面積 552 m<sup>2</sup>、実測地積 614 m<sup>2</sup> 草部 781 番地 山野員子氏所有)スペースです。

先年、同じ所有者の土地(借地の奥)を購入し、法人所有車等の駐車場に整備済みですが、この度はその第二次の購入計画です。とくに当該地は、わららか草部への進入路に当たり、将来を展望しても、法人の所有地としておきたいところです。

理事会、評議員会で承認されしだい所有者との折衝にとりかかり、平成 28 年度中の購入、所有権移転をめざします。

3) グループホーム「平井ホーム」の大規模修繕にかかる施設整備補助を国に申請します。

平成 3 年、福祉ホーム「堺平井寮」として建設整備後 25 年の歳月を数えます。

これまでの間、屋根、外壁の補修、塗り替え、又、グループホームへの転用(平成 21 年 12 月)に際しては、建物内外の改修等も実施しましたが、近年、全体的な経年劣化が顕著になってきました。さらに、現在のグループホームとしての使用には各所の使い勝手の悪さも目立ってきました。

グループホームの大規模修繕も国庫補助の対象であるため、29 年度工事をめざした補助申請を 28 年度中に実施します。

4) 「わららか草部、ショートステイうてな、かぎろひ」の排水管を下水道本管に連結、接続する工事を実施します。

平成 28 年度中にわららか草部等各施設に至る道路(堺市道 42 条二項道路)に堺市の下水道が敷設されることになりました。そのことに伴い、わららか草部、ショートステイうてな、かぎろひ各施設から下水道本管に至る排水管等の本管への連結、接続工事を、さらには各浄化槽の埋め立て工事を実施します。

5) 堺みなみ、敷地の未舗装部分の舗装整備を実施します

開設以来、堺みなみの敷地の一部(玄関にむかって右側の駐車場スペース)が未舗装の状態です。

この場所は、送迎車輛への乗降等、多くの利用者が日常的に集まり、又、往来するところです。利用者の高齢化、歩行の不安定さの増幅など身体機能の低下などにより、地面の凹凸が原因となる転倒等のリスクが高まってきました。先年実施した左側スペース(平井ホーム前)のコンクリート舗装整備につづき、右側スペースの舗装整備工事を実現し、利用者の安全性を確保します。

6) 平成 29 年度からの事業展開のあり方、方針などを検討し結論をえてゆきます

(法人の中・長期事業計画検討委員会との連携、共同)

平成27年度までに、当法人は利用者、家族の諸ニーズに対応すべく、毎年度あらたな事業を興して展開してきました。しかし、それでもニーズは底をついたわけではなく、又、事業が到達点に至ったわけでもありません。

同じ利用者であっても、その人の年齢や心身の状態、あるいは家族の状況など、生活基盤の変化などによってニーズはどんどん質を変え、形を変えて発生し続けます。加えて、社会福祉法人が担うべき新たなニーズや地域からのニーズにも直面し続けます。

29年度以降には、法人としての「社会福祉充実計画」を具体化しなければなりません。そのため、おそくとも28年度前半には何らかの事業計画の方向性を確認し、そののち計画への肉付けを行ってゆく必要があります。

27年度に再開していただいた当法人の中・長期事業計画検討委員会と連携、共同し、一定の結論を得てゆきます。

7) 地域生活支援センター遊夢音がすすめる「ミニオーケストラによる市民むけコンサート」を実施します。

「障害のある人や家族に、できるだけ本物の音楽を提供したい」として「遊夢音」が計画をすすめる「ミニオーケストラによる市民むけコンサート」を法人の主催で実施します。

かねて「遊夢音」が日常的にとりくむ「社会貢献活動」の拡大版として実施するものです。

プロの演奏家がボランティアな立場で出演、協力いただくコンサートで、市民向けではありますが、実際には市内の障害者、家族を中心に案内する予定です。「本物の」音楽にふれて、心豊かなひとときをすごしていただければと考えています。

10月15日(土)、堺市西文化会館(ウエスティ)が会場です。

8) 堺市内4法人連携のとりのくみ「堺の障害者(児)の生活の場を考える会(事業者、職員、家族各レベル)」への参画を継続します。

市内の4法人が連携、協力してとりくむ社会福祉運動(ソーシャルアクション)のひとつです。

障害のある人たちの「住みなれた堺の街で暮らつづけることができる場づくり」を最大のテーマに、すでに積年の活動実績があります。当法人も呼びかけに応じて参画し、事業者、職員、家族各レベルでの活動を継続してきました。

障害者や家族の暮らしの実態調査や高齢障害者の介護施設の利用状況調査、グループホームでの暮らしの課題調査などにもとりくんできました。それらを堺市に情報提供するとともに政策提言等も積極的に行ってきています。

行政を動かすことは容易ではありません。しかし、今日、市はもはや本会を無視することができない存在にはなっています。

平成28年度も当法人の三つのレベルでの参画を継続し、又、活動をつづけて、障害者のあたりまえな暮らしの実現につながるよう注力します。

9) 堺市内10法人連携のとりのくみ「安心コールセンター事業(堺市の委託事業)」への参画を継続します。

平成26年12月、難産の末誕生し出発した堺市の委託事業「安心コールセンター事業」。当法人は28年度もひきつづき事業の運営に参画します。

予算の削減できわめて限定された事業内容になってしまったため、発足当初から実際のニーズは大変少なく、さし当り28年度末までの本事業は、29年度以降の継続に大きな赤ランプが点灯している状況です。

28年度中には事業の継続をめぐって市からの協議が案内される見込みですが、先行きは大変厳しい状況にあるといわざるをえません。

その際、10法人と協力して対応します。

10) 大阪府社会福祉協議会の社会貢献事業「大阪しあわせネットワーク」への参画を継続します。

平成27年度から一定の拠出金と共に事業参画しましたが、平成28年度もひきつづき参画します。法人として、研修を受けた2人のコミュニティソーシャルワーカーを配して相談待機をしていましたが、2月末現在、相談件数は皆無でした。大阪府全体では相当のケース数が報告されているため当地域での市民への周知が不十分であった結果とは考えられます。

ともあれ、大阪府社会福祉協議会がとりくんできた先駆的な事業。28年度も府社協に連携して本事業に参画します。

11) 職員の給与制度の抜本的な見直しと改善を実施(再度のとりくみ)します。

平成27年度の当法人の事業計画のひとつとしていましたが、結果的には実現しませんでした。

当法人の組織規模や職員数にふさわしい、又、今日の労働者の働き方や生活スタイル、さらには、さまざまな価値観の内容に対応できるような給与制度への改善は喫緊の課題であるといえます。

28年度の優先課題に位置づけ、鋭意とりくみます。

12) 人材の育成にむけて積極的なとりくみを実施します。

これまで、規模的にも内容的にも拡充し、積極的にとりくんできた法人職員研修ですが、平成28年度はこれらに加えて、とくに若年世代の中で将来の当法人の経営、運営を担うべき人材を意識的、計画的に育成するとりくみをはじめます。

13) 独立行政法人、医療福祉機構運営の社会福祉施設職員等退職手当共済制度に継続して加入します。

今般の社会福祉法の改正(予定)に伴い、社会福祉施設職員等退職手当共済制度への公的補助が廃止されることになりました(補助率 国 1/3 都道府県 1/3)。ただし、激変緩和措置により、補助の廃止対象は平成28年度以降の加入職員からとされています。しかし、今後の職員の退入職等入れ替りによっていずれは大半——すべての職員が全額法人負担となります。

すでに介護事業所が廃止対象になっており、障害分野につづいてまもなく保育所に対しても同様の措置が講じられる予定です。

人材に不足がきたして久しい今日、福祉職員の労働条件をさらにおとしめる、このような国の対応には強い憤りをおぼえざるをえません。

とはいえ、職員の労働条件は守られなければなりません。他に選択の余地はありません。当法人として一層の経営努力のもと、28年度以降も本共済制度への加入を継続するものです。

14) その他の継続事業

- ①法人職員研修の一層の充実(法人研修委員会)
- ②法人の広報活動の一層の充実(法人広報委員会)
- ③虐待防止及び利用者の人権尊重、権利擁護に関するとりくみ(法人虐待防止委員会、虐待防止受付担当者会議)
- ④防災対策の継続的とりくみと諸準備の具体化(法人防災対策委員会)

以上の継続諸事業の実施については管理職職員による責任分担制のもと、執行体制を明確にして、着実にとりくみます。

以上